

## 同日中に放課後子ども教室へ参加する方法について

放課後保育クラブを利用しているお子様も同日中に放課後子ども教室に参加できるよう、以下のとおりルールを設定しております。放課後子ども教室に参加する場合は、ルールを守ってご参加くださいようお願いいたします。

なお、放課後子ども教室へ参加するには、利用を開始したい月の前月の所定日までに、事前の登録が必要となりますのでご注意ください（詳細は市公式ホームページ「子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室）」参照）。

### <参加するための原則>

・保護者から、事前または当日に連絡帳等にて申出（保育クラブに戻ってくる場合は戻ってくる時間も含む）がない場合は、参加できません。

・保育クラブと子ども教室とを行き来する場合は、必ず最初に保育クラブに寄り、支援員に子ども教室から戻ってくる時間とおやつを食べる時間を伝えてください。

（子ども教室の運営事業者が実施する「学習支援プログラム」に参加する場合も同様）

・子ども教室への参加（行き来）は、1日1回までです。

・保育クラブ利用中の児童は、子ども教室への移動が可能な時間が決められています。

<保育クラブから子ども教室への移動が可能な時間帯>

平日：放課後 ～16：45

学校休業日：8：00～16：45

・保育クラブと子ども教室の行き来により、児童の居所が把握できなくなる恐れがありますので、必ずルールをお守りください。

### <参加するためには>

#### ○放課後

1. 子ども教室へ参加後、保育クラブへ戻ってくる場合

例：保育クラブ ⇒ 子ども教室 ⇒ 保育クラブ ⇒ 帰宅

必ず最初は保育クラブに寄って、連絡帳を提出し、ランドセル等の荷物を置いてから、子ども教室に参加してください。保育クラブ利用中の児童は、子ども教室へ移動できる時間が決められています。

2. 子ども教室へ参加後、保育クラブへ戻ってこない場合

例：保育クラブ ⇒ 子ども教室 ⇒ 帰宅

必ず最初は保育クラブに寄って、連絡帳を提出してください。移動を希望する時間になったら、適宜ランドセル等の荷物を持って、子ども教室に参加してください。保育クラブ利用中の児童は、子ども教室へ移動できる時間が決められています。

<子ども教室への移動可能時間帯>

放課後 ～ 16：45

## ○学校休業日（土曜日）

例：保育クラブ ⇒ 子ども教室 ⇒ 保育クラブ ⇒ 帰宅  
      （朝）          （午前中）      （午後）  
      保育クラブ ⇒ 子ども教室 ⇒ 保育クラブ ⇒ 帰宅  
      （朝）          （午後）      （17時以降）  
      保育クラブ ⇒ 子ども教室 ⇒ 帰宅  
      （朝）          （午後）

原則、放課後と同じ扱いです。お弁当は保育クラブと子ども教室のどちらで食べても構いません。放課後子ども教室への移動可能時間帯は決められています。なお、子ども教室参加終了後、保育クラブに戻る場合は、速やかに保育クラブへ戻ってください。

保育クラブと子ども教室の行き来により、児童の居所が把握できなくなる恐れがありますので、必ずルールをお守りください。

<子ども教室への移動可能時間帯>

8：00～16：45

## <おやつについて>

子ども教室では、おやつは食べられません。

子ども教室と行き来する場合のおやつの取り扱いは、支援員にご相談ください。

## <連絡帳記載のルール>

子ども教室への参加については、必ず事前または当日に連絡（原則連絡帳）してください。

（記載例）

- ・「〇月〇日は、〇時から〇時まで子ども教室に参加します。」
- ・「〇月〇日は、子ども教室に参加するため、保育クラブはお休みします」

市川市教育委員会 青少年育成課  
市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室